

スポーツデータサイエンス事業運営業務仕様書

1 業務名

スポーツデータサイエンス事業運営業務

2 目的

専門家の知見やデジタル技術を活用し、競技力の向上や子どもの体力向上を図るとともに、データ解析や競技指導に係る人材を育成することにより、スポーツを核とした地域ブランドを形成し、地方創生に資することを目的とする「スポーツデータサイエンス事業」に係る運営業務に関して定める。

3 業務内容

- (1) デジタル技術を活用した競技力向上及び子どもの体力向上に関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 徳島県スポーツデータサイエンス事業実行委員会（以下「実行委員会」という）等関係機関及び団体との調整に関すること
- (4) その他、事業実施に付随する業務

4 業務委託期間

委託契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

5 企画見積・事業実施条件

- (1) デジタル技術を活用した競技力・体力向上

徳島県バスケットボール協会等と連携し、選手（約100名）の体力データおよび選手の移動軌跡、加速度、身体負荷等のトラッキングデータを収集・解析し、選手の特性に応じたトレーニングや栄養指導を実施するなど、競技力・体力向上のメソッドを確立する。

ア システム運用

- (ア) 5千万レコード以上蓄積可能なデータベースを維持できること。
- (イ) 観測データの内容が都度変更されるため、データベースの項目の追加削除に柔軟に対応し、本件予算内でプログラムの変更に随時対応すること。
- (ウ) AI・統計モデルを用いて解析できること。
- (エ) 栄養調査・体力測定データ等、収集したデータを利用し、多様な解析ができること。

イ データ収集・解析

- (ア) 選手のデータを収集するとともに、「ア」で構築したシステムを活用し解析する。
- (イ) 体力データの収集・解析は、各カテゴリにおいて、年2回以上とする。

ウ 選手へのフィードバックおよび指導

「イ」で得られた結果に基づき、指導者と連携し、選手へのフィードバックおよび選手の特性に応じた指導を定期的かつ継続的に実施すること。

- (2) 人材育成

ア データ解析人材の育成

(ア) 県内大学等と連携し、高校生や大学生を対象にデータ解析人材の育成に向けたプログラムを計画し、実施すること。

(イ) データ解析人材の育成に必要な「データマネジメント」「データクリーニング」「データモデリング」「モデルヴァリデーション」に関する具体的な技術伝達（講義や演習講座、eラーニング教材の提供等）を計画に含め、実施すること。

イ 解析結果を活用できる競技指導者の育成

徳島県バスケットボール協会等と連携し、「(1)」で得られる解析結果を正しく理解し、実際の競技指導に反映・活用できる指導者育成を目的とした研修会等を開催すること。

(3) 事業実施体制の構築

実行委員会委員等関係機関及び団体と連携を図り、事業を円滑に推進し、将来的に当事業が自走運営可能な体制を構築すること。

(4) セキュリティ対策

ア 受託者は、業務を行うにあたりアクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じること。

イ コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対策等により、適切に業務を行うこと。

ウ 管理するデータが消失しないよう、バックアップを行い、バックアップデータからの復旧ができること。

6 業務報告

(1) 事業終了後に事業実施報告書を紙媒体（1部）及び電子データで提出すること。

(2) 事業実施報告書（様式第6号-1）を表紙とし、先に提出した「企画提案書」に沿った形式で報告書を作成すること（様式第6号-2）。

(3) 統計解析結果に関する報告書、選手個人へフィードバックレポート（測定結果、トレーニング指導、栄養指導を含む）、人材育成実績報告書、予算執行に関する報告書、その他実行委員会の指示する報告書を提出すること。

7 業務履行における遵守事項及び留意点

(1) 業務の背景及び目的を十分理解し、本業務の履行にあたること。

(2) 受託者は、無理のないスケジュールを立案の上、適切な進行管理を行い、業務を確実に実行すること。

(3) 契約締結後、速やかに委託者と打ち合わせを行うこと。日時等は委託者から指示し、受託者との調整の上、決定する。

(4) 本業務の履行にあたっては、本仕様書に定めのない事項及び委託業務遂行上疑義が生じた場合、直ちに委託者と協議すること。

(5) 自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となった場合は速やかに委託者に連絡し、対応を協議すること。

(6) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に係る全ての権利は当実行委員会に帰属する。

- (7) 本業務に関するデータ類の管理は、善管注意義務を負い、受託者が認める場合を除き、目的外の使用、提供、複写及び複製をしてはならない。また、委託が終了した後は、これらを速やかに返還し、また、複写及び複製したものについても、その内容が判読不能な状態となるよう処理を施した上で、廃棄処分しなければならない。
- (8) 受託者は、委託事項の実施に際し、関連する法令等を遵守しなければならない。